

— 生徒心得 —

1 校時

- (1) 余裕をもって登校し、遅刻しない。
- (2) 無断で校地外へでない。
- (3) 下校時刻を守る。

2 携行品

- (1) 携行品には必ず記名する。
- (2) 学習に不必要な物品や必要以上の金銭は持ってこない。
- (3) 携帯電話を持ち込みたい場合は、学年主任と相談し、許可証を申請し、使用方法を遵守する。

3 行動面

〈校内〉

- (1) 校舎、校具を大切にし、破損したり、汚したりしない。
- (2) 「安全」に心がけ、節度ある行動をする。
- (3) 積極的に清掃美化活動に努める。

〈校外〉

- (1) 外出するときは、華美な服装を避け、行き先、用件、帰宅予定時刻等を家の人にはっきり伝える。
- (2) 中学生としての自覚をもって行動し、自ら考え判断し、正しく行動できるようにする。

4 服装

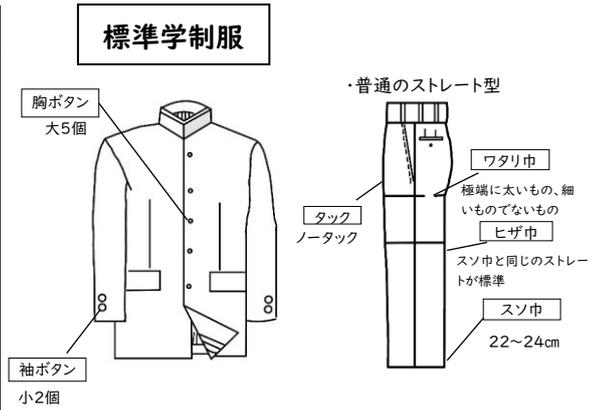
中学生らしく、清潔で品位のある身なりを心がける。

(1) 制服以外のもの

項目	期間	規定事項
1 かばん	通年	令和7年度入学生より指定の通学用かばんを用意しない。2年、3年についても指定かばんを使用しなくてもよい。以下かばんの決まり ・体操服などの荷物と学習道具が1つのかばんに入る大きさのもの。 ・自転車通学をする場合は自転車通学の妨げにならないもの。 ・高価でないもの
2 校内靴	通年	・指定された運動靴(かかとに記名) 令和6年度 1年(緑)、2年(黄)、3年(青) 令和7年度新入生は青
3 運動服	通年	・学校指定の体育服とする。・体のサイズに合ったもの。
4 コート (防寒着)	適宜	・無地のもの(黒、紺、茶、グレー系が望ましい) ・高価でないもの ・防寒、防水に配慮されたもの ・部活動で着用している統一着
5 マフラー	冬期	・高価でないもの
6 手袋	冬期	・高価でないもの
7 セーター類、トレーナー、インナーシャツ	適宜	・セーター類、トレーナーは、寒い場合着用してよいが、色は、白、黒、紺、茶、グレーとし制服の下から見えないようにする。 ・インナーシャツは白、黒、紺、グレーとする。
8 通学靴	適宜	・体育の学習で使用できる運動靴(高価でないもの) ・冬期は防寒・防水の靴(長靴、スノーシューズが望ましい)
9 雨傘	適宜	・必ず記名する。
10 名札	通年	・登校後、胸ポケットに装着し、下校前に外す。

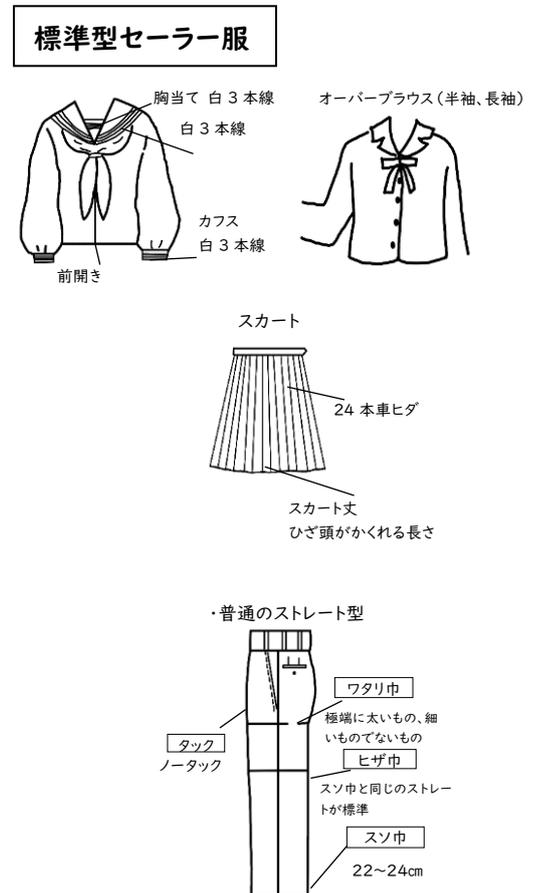
(2) 標準学生服

項目	期間	規定事項
1 制服上衣 移行期はもうけない。気候に合わせて調整する。	冬期	・黒の標準学生服とする。 ・制服の下にはカッターシャツを着用する。 ・校章入りボタンを付ける。
	夏期	・白の半袖、長袖カッター、開襟シャツ ・インナーシャツは白、黒、紺、グレー系とする。
2 ズボン	通年	・黒の標準型学生ズボンとする。 ・ノータックで、体のサイズに合ったものとする。
3 ベルト	通年	・装飾性のないもの ・黒
4 靴下	通年	・白、黒、紺、グレー系



(3) 標準型セーラー服

項目	期間	規定事項
1 制服上衣 移行期はもうけない。気候に合わせて調整する。	冬期	・紺色の標準型セーラー服とする。 ・ネクタイは紺色の三角布 ・えり、袖口、胸当てには三本の白線を入れる。
	夏期	・白のブラウスとする。(半袖、長袖) ・Tシャツは白、黒、紺、グレーとする。 ・オーバーブラウスとし、ネクタイはエンジ色のリボンタイ。 ・ベストは紺色、V型衿とし、着用してよい。
2 スカート スラックス	通年	・紺色、総ヒダで24本のものとする。(丈は、ひざ頭がかくれる長さ) ・紺色、標準型スラックスとする。 ・ノータックで、体のサイズに合ったものとする。
3 ベルト	通年	・装飾性のないもの ・黒
4 靴下	通年	・白、黒、紺、グレー系 ・ストッキング ※卒業式 - 黒のストッキング



5 頭髪等

中学生らしく、清潔で品位のある髪型とし、学習や運動等に適したものとする。

(1) 頭髪

- ①髪は、学習時や運動時に妨げにならないよう切るか、とめるか、しぼる。
- ②整髪料を付けない。脱色、染色をしない。
- ③カールをしたり、逆毛を立てたり、パーマント等をかけたりしない。

(2) その他

- ①香水、マニキュア等を付けない。

②まゆをそったり、化粧をしったりしない。

③ピアス・ネックレス・リング等の装飾品を付けない。

月に一度を標準として整髪するようにし、洗髪にも心がけ、相手に不潔感や不快感をあたえないよう注意する。

6 自転車通学

(1) 自転車は中学生の通学にふさわしいものとし、装飾的な部品や高価なものは禁ずる。

- ・ハンドル型……セミアップ(普通型)、オールランダーとする。
- ・ライト反射器……前面ライト、後方反射器を必ず取り付ける。
- ・ブレーキ……ブレーキは十分に整備しておく。
- ・スタンド……両足スタンドが望ましい。
- ・施錠を必ずする。
- ・身体に合った大きさの自転車を使用する。
- ・車体色は特に指定しない。

(2) 自転車通学の許可されない区域

呉羽小学校区全域

校区外(距離により検討)

(3) 車体番号登録

新しく通学が許可されたものは、防犯登録番号を学校に登録し、呉羽中学校の自転車許可番号ステッカーを貼る。

(1枚 220円程度)自転車通学許可は1年毎に提出をする。

(4) 自転車通学の場合は、必ずヘルメットを着用する。ただしヘルメットは安全基準をみたしたものとする。(図のマークが付いているもの)



(5) 指定された通学路を通り、正しい乗り方で交通ルールを守る。

(6) 雨具は、胸や背中にライト反射ラインの入ったものがよい。

(7) 自転車損害賠償保険への加入…推奨

平成31年3月に「富山県自転車活用条例」が施行されました。

第3章自転車活用の推進に関する基本的施策の第14条に「自転車損害賠償保険等への加入等」とあります。

第14条 自転車を利用する者及び自転車の貸付を業とする者その他自転車を事業の用に供する者は、自転車の利用に係る事故により生じた損害を賠償するための保険又は共済(次項及び次条第2項において「自転車損害賠償保険等」という。)への加入に努めるものとする。

(8) 学校敷地内では手で押して、自転車に乗らない。

(9) 降雪、積雪、凍結時は自転車に乗らない。

(10) 交通ルールの違反やヘルメットを怠ったり、不正改造等が見られたりした場合は、通学許可を取り消す。